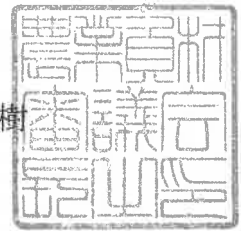




30 資 審 第 40 号
平成31年3月22日

農林水産大臣 吉川 貴盛 殿

農業資材審議会長 茶園 成樹



農薬取締法第4条第1項第5号に掲げる場合に該当するかどうかの基準
の設定について（答申）

平成31年3月15日付け30消安第6065号をもって諮問のあった標記の件について、
諮問のとおりの内容で設定するのが適当である。